

スポーツ指導者連絡会議助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市における各種スポーツの競技力向上、市民の体力向上及びスポーツ人口の底辺拡大を図るため、スポーツ指導者によって構成されるスポーツ指導者連絡会議に対し、公益財団法人西条市体育協会が助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条 助成の対象となるスポーツ指導者連絡会議（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、会長は予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 研修会の開催
- (2) 愛媛県体育協会の講習会参加

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な直接経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は毎年度の予算において定める。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、会長に助成金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）届（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、事業を完了したときは、その日から1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

(助成金の交付時期及び方法)

第9条 助成金は、前条の規定による報告書等に基づき、事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成事業者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受け、又は助成を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市体育協会の設立の登記の日から施行する。